

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【公開番号】特開2012-81585(P2012-81585A)

【公開日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-017

【出願番号】特願2010-226784(P2010-226784)

【国際特許分類】

*B 4 1 J 11/02 (2006.01)*

*B 4 1 J 2/01 (2006.01)*

*B 0 5 C 13/00 (2006.01)*

【F I】

B 4 1 J 11/02

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Z

B 0 5 C 13/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月28日(2013.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体を支持する支持面を有する支持部材と、

前記支持部材に対向するように配置されるとともに前記記録媒体の表面に対して液体を噴射する液体噴射ヘッドと、

を備え、

前記記録媒体が支持される領域の一部分には導電部材が設けられるとともに、前記導電部材は接地されていることを特徴とする液体噴射装置。

【請求項2】

前記支持部材は、前記支持面を有するとともに前記液体噴射ヘッドに向かって突出するリブを備え、

前記導電部材は前記リブの側面に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の液体噴射装置。

【請求項3】

前記導電部材における前記支持面側の縁部が前記支持面から離間していることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の液体噴射装置。

【請求項4】

前記導電部材は、前記記録媒体の搬送方向において、前記液体噴射ヘッドが前記支持部材と対向する側に備える被接地面材の端部よりも上流側に設けられていることを特徴とする請求項1～請求項3の何れか一項に記載の液体噴射装置。

【請求項5】

前記液体噴射ヘッドは、前記支持部材と対向する側に、接地された被接地面材を備え、前記支持面と前記導電部材との距離は、前記支持面と前記被接地面材との距離よりも短いことを特徴とする請求項1～請求項4のうち何れか一項に記載の液体噴射装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記目的を達成するために、本発明の液体噴射装置は、記録媒体を支持する支持面を有する支持部材と、前記支持部材に対向するように配置されるとともに前記記録媒体の表面に対して液体を噴射する液体噴射ヘッドと、を備え、前記記録媒体が支持される領域の一部分には導電部材が設けられるとともに、前記導電部材は接地されている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 2

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

この発明によれば、例えば、導電部材の支持面側の縁部が、支持面と同一平面上に位置している場合に、記録媒体が導電部材の支持面側の縁部に衝突してしまい、記録媒体から粉塵が飛散してしまうといった問題を回避することができる。

本発明の液体噴射装置において、前記導電部材は、前記記録媒体の搬送方向において、前記液体噴射ヘッドが前記支持部材と対向する側に備える被接地部材の端部よりも上流側に設けられている。

本発明の液体噴射装置において、前記液体噴射ヘッドは、前記支持部材と対向する側に、接地された被接地部材を備え、前記支持面と前記導電部材との距離は、前記支持面と前記被接地部材との距離よりも短い。